

中部圏大規模断水対策協議会 規約（案）

（名 称）

第 1 条 本会は「中部圏大規模断水対策協議会」（以下、「断水対策協議会」という。）と称する。

（目 的）

第 2 条 本会は中部地方において、南海トラフ地震や内陸直下型地震等の地震災害を起因とした大規模断水発生時には、給水車が不足することが想定されていることから、給水車に依存せず現実的な応急給水確保対策をとりまとめることを目的とする。

（事 業）

第 3 条 断水対策協議会は、第 2 条の目的を達成するために次の事項を行う。

1. 避難所、医療機関等の断水時影響が大きい施設での応急給水確保対策をとりまとめ、災害時協力井戸や民間タンクローリーなどの民間との協力体制の検討を行う。
2. その他、断水対策協議会で定めた事項

（組 織）

第 4 条

1. 断水対策協議会は別紙に掲げる委員をもって構成する。
2. 断水対策協議会は会長を 1 名置き、中部地方整備局河川部長をもってこれにあてる。
3. 会長は断水対策協議会を代表し、会務を総括する。
4. 委員は、会員の 2 / 3 以上の議決をもって追加することができる。
5. 必要に応じて臨時に委員以外の有識者等を招聘する。

（運 営）

第 5 条

1. 断水対策協議会の運営は、委員の 2 / 3 以上の議決による。
2. 断水対策協議会は、会長が必要と認められたときに会長が招聘する。
3. 断水対策協議会の議長は、会長をこれにあてる。
4. 会長が出席できない場合は、会長が指名する委員が断水対策協議会の議長を代理する。
5. 断水対策協議会は、各委員の命により各機関からの代理出席を認める。
6. 会議資料及び議事要旨については特定の個人・団体の利害などに関わるものを除き、原則公開する。

（事務局）

第 6 条

1. 断水対策協議会の事務局は中部地方整備局水道整備・管理行政移管準備室に置く。
2. 事務局職員は会長の指示を受け、断水対策協議会の事務を担当する。

（雑 則）

第 7 条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、委員の 2 / 3 以上の議決を得て定める。

附 則 この規約は、令和 6 年 3 月 1 9 日から施行する。

以 上

中部圏大規模断水対策協議会 委員名簿

役 職	氏 名	所 属	備 考
会 長	高 橋 伸 輔	国土交通省中部地方整備局河川部長	
委 員	諏 訪 孝 治	長野県環境部長	
委 員	丹 藤 昌 治	岐阜県健康福祉部長	
委 員	島 邊 恒 之	岐阜市水道事業及び下水道事業管理者 上下水道事業部長	
委 員	光 信 紀 彦	静岡県くらし・環境部理事 (水資源担当)	
委 員	渡 辺 裕 一	静岡市上下水道局長	
委 員	森 一 明	愛知県保健医療局生活衛生部長	
委 員	藤 田 泰 弘	愛知県建設局技監	
委 員	木和田 治 伸	豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 豊橋市上下水道局長	
委 員	枅 屋 典 子	三重県環境生活部環境共生局長	
委 員	内 田 博 久	津市上下水道管理局長	
委 員	横 地 玉 和	名古屋市上下水道局長	
オブ ザーバー	伊勢木 俊 勲	(一社) 中部経済連合会 価値創造本部産業基盤強化推進部部長	